

## 標準項目と参照法令等

### 1. 基本的心構え

- 患者さん中心の医療に資するために、高い倫理観、正確かつ十分な知識、高度なスキルをもって行動する
- 提供するサービスの質の向上に常に取り組む
  - 参照法令・参照基準等
    - 日本経団連企業行動憲章（社団法人日本経済団体連合会）
    - 日本 CSO 協会企業行動憲章

### 2. 医療関係者に対する情報提供活動

- 関連法令を遵守し、公正で透明な情報提供活動を実践する
- 活動に必要な十分な知識を習得し、患者さんの健康の改善向上のため適切な情報提供を行う
- 国公立の医療関係者との関係においては、関連する贈収賄法令に違反したり、その疑いをもたれることのないよう健全な関係を維持する
  - 参照法令/参照基準等
    - 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」）
    - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
    - 製造物責任法
    - 刑法（贈収賄）/国家公務員法/国家公務員規程
    - 製薬協コード・オブ・プラクティス（日本製薬工業協会）
    - 医療機器業プロモーション・コード（医療機器産業連合会）
    - GE 薬協コード・オブ・プラクティス（日本ジェネリック製薬協会）
    - 医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「公競規」）/同施行規則/同運用基準（医療用医薬品製造業公正取引協議会）
    - 医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約/同施行規則（医療機器業公正取引協議会）
    - 医薬品/医療部外品/化粧品/医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令（GVP）
    - 医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（GPSP）等
    - 医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令等

### 3. 公務員に対する供応

- 公務員等に対して違法な金銭や物品を供与したり、申し込んだり、約束したりしない

#### ➤ 参照法令/参照基準等

- 刑法第 197 条（収賄/受託収賄/事前収賄）/第 197 条の 2（第三者供賄）/第 197 条の 3（加重収賄/事後収賄）/第 197 条の 4（あっせん収賄）/第 197 条の 5（没収及び追徴）/第 198 条（贈賄）
- 不正競争防止法第 10 条の 2（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）
- 国家公務員法/地方公務員法/国家公務員倫理法/国家公務員倫理規程/国公立大学法人法等

### 4. 政治/行政との関係

- 政治、行政とのもたれあいや癒着ととられるような行動をなくすため、透明な関係作りに努める

#### ➤ 参照法令/参照基準等

- 刑法第 197 条（収賄/受託収賄/事前収賄）/第 197 条の 2（第三者供賄）/第 197 条の 3（加重収賄/事後収賄）/第 197 条の 4（あっせん収賄）/第 197 条の 5（没収及び追徴）/第 198 条（贈賄）
- 政治資金規正法等

### 5. コンサルタントに関して

- 医療関係者その他の専門家にコンサルティングその他の業務を依頼するときは、法令に違反するものでないよう注意し、必ず、書面による契約書を締結する

#### ➤ 参照法令/参照基準等

- 刑法第 197 条（収賄/受託収賄/事前収賄）/第 198 条（贈賄）
- 国家公務員法/地方公務員法/国家公務員倫理法/国家公務員倫理規程等

### 6. 寄付に関して

- 医療機関や学術団体に寄付を行うときは、その寄附が違法でないことを確認し、純粹な寄付行為として行い、相手方に見返りを要求しない

#### ➤ 参照法令/参照基準等

- 第 197 条の 2（第三者供賄）

- 景品表示法
  - 公競規  
等
7. 不公正な取引の禁止
- 医療機関/製薬会社/競合会社との関係においては、独禁法/公競規/下請法等のルールに則り、公正かつ合法的な活動をする
    - 参照法令/参照基準等
      - 独禁法/景品表示法/公競規/下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」）
      - 刑法第 197 条（収賄/受託収賄/事前収賄）/第 197 条の 2（第三者供賄）/第 197 条の 3（加重収賄/事後収賄）/第 197 条の 4（あっせん収賄）/第 197 条の 5（没収及び追徴）/第 198 条（贈賄）
      - 国家公務員倫理法/国家公務員倫理規程
      - 消費者契約法  
等
8. 利益相反の回避/公私混同の防止
- 会社の利益と役員/従業員の個人的利益が相反する状況を可能な限り避けるよう努力し、利益が相反する状況になったときは社内で適切な手順を経る
    - 参照法令/参照基準等
      - 刑法第 247 条（背任）
      - 会社法第 356 条/第 419 条（取締役/執行役の競業避止義務/利益相反取引）/第 960 条（取締役/監査役/使用人等の特別背任罪）/第 963 条（会社財産を危うくする罪）  
等
9. インサイダー取引規制等
- 会社/親会社/取引先（以下「取引先等」）の重要事実を業務上知り得た場合、一定の手続きを経て公表された後でなければ当該取引先等の株式の取引をしない
    - 参照法令/参照基準等
      - 金融商品取引法第 166 条
10. 反社会的な勢力/団体への対応
- 反社会勢力及び団体との関係遮断を徹底する
    - 参照法令/参照基準等
      - 暴力団対策法

- 暴力団排除条例（各地方自治体）
11. 不当な差別/嫌がらせ等の禁止
- 社内外を通じて、人種/国籍/性別/年齢/宗教/信条/思想/障害等による差別/嫌がらせ等を行わない
  - 働く者の人格を尊重し、職場におけるセクシャル・ハラスメント/パワー・ハラスメントその他の嫌がらせを許さない
- 参照法令/参照基準等
- 憲法第 14 条（法の下での平等）
  - 労働契約法/労働基準法
  - 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律/障害者基本法/障害者の雇用の促進等に関する法律
  - 公益通報者保護法
  - ストーカー行為等の規制等に関する法律
  - 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（厚生労働省）
- 等
12. 労働法の遵守/安全と衛生のための取り組み/健康増進・受動喫煙防止対策/違法派遣・偽装請負の禁止
- 労働法令を遵守し、安全や衛生に配慮した職場環境やゆとりのある就業環境をつくり、労働災害の防止と従業員の健康維持に努める
  - 職場等における受動喫煙防止対策を増進する
  - 会社として違法な派遣や偽装請負とならないよう雇用法制の遵守を徹底する
- 参照法令/参照基準等
- 労働契約法/労働基準法/労働安全衛生法/職業安定法/労働者派遣法
  - 健康保険法/労働者災害補償保険法
  - 育児休業/介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
  - 高齢者の雇用の安定等に関する法律
  - 職場における喫煙対策のためのガイドライン（厚生労働省）
  - 労働者派遣事業と請負とにより行われる事業の区分に関する基準（旧労働省告示）
- 等
13. 公正な人事評価の実施
- 予め評価方法を明確にして常に公正な人事評価を実施する

➤ 参照法令/参照基準等

- 該当無し

14. 秘密情報の取扱い・第三者の秘密情報の尊重

- 事業活動を通じて収集した秘密情報の重要性を認識し適切に管理する
- 第三者の秘密情報を尊重し不正に取得/使用/開示しない
- 自己又は第三者の利益のために自社又は第三者の秘密情報を不正に流用しない

➤ 参照法令/参照基準等

- 刑法第 134 条（医薬品販売業者による秘密漏示）/第 235 条（窃盗）/第 247 条（背任）
- 不正競争防止法
- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- 取引先との契約等

15. 個人情報保護

- 個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を深く認識し、関連法令に従って会社として必要且つ適正な措置を講ずる

➤ 参照法令/参照基準等

- 個人情報の保護に関する法律
- 雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（厚生労働省）
- 製薬企業における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（日薬連）等

以上

（沿革）

2012 年 2 月 20 日

策定・発効

2016 年 1 月 5 日

様式変更・法令名称修正